



ITSMS

IT サービスマネジメントシステム

ITSMS 認証機関認定基準及び指針

JIP-ITAC100-4.0

2018年1月12日

情報マネジメントシステム認定センター
(ISMS-AC)

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル
一般財団法人日本情報経済社会推進協会内
Tel.03-5860-7570 Fax.03-5573-0564
URL <https://isms.jp/>

ISMS-ACの許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改定箇所，改訂理由	備考
0.8	2006.7.10	初版	
1.0	2007.4.1	文書名に“及び指針”を追加 本格運用対応：SM.4, 2.2.3.2a), SM.6 削除(IS.6 を適用), SM.10.4 削除(IS.10.4 を適用) Ver0.8 での変更漏れ：SM.9.1c) 表現の変更，誤記訂正	
2.0	2007.6.1	認定基準の ISO/IEC17021 への対応，及びこれに伴う 基準名称の変更	
2.1	2008.11.12	ISO/IEC 20000-1, ISO/IEC 20000-2 及び ISO/IEC 27006 の JIS 制定に伴う変更	
2.2	2011.2.1	ISO/IEC 17021:2011 発行に伴う変更 JIS Q 17021, JIS Q 17021:2007 を ISO/IEC 17021:2011 に読み替える。 序文の JIS Q 27006 との用語対応を削除	
2.2a	2011.4.1	協会名称の変更	
2.2b	2011.4.12	ISO/IEC 20000-1:2011 発行に伴う変更 ISO/IEC 20000-1:2011 の発行に伴い，規格名称の表記を変更：全体 JIS 発行時の取扱いを追加：序文（備考 2） 引用箇条の表記を削除：9.1.2, 9.2.2 b), 9.2.3.1, 9.2.3.2.2 a) 規格のプロセス参照を変更：9.2.3.3 b)	
2.2c	2011.12.26	協会住所，電話・FAX 番号の変更。	
2.3	2012.3.22	ISO/IEC 17021:2011 と内容が一致する JIS Q 17021:2011 の制定に伴う変更。	
2.3a	2012.9.20	JIS Q 20000-1:2012 発行に伴う変更 ISO/IEC 20000-1 を JIS Q 20000-1 に変更。 JIS Q 17021:2011 との表記統一 10.3 選択肢 2	
3.0	2016.1.15	JIS Q 17021-1:2015 発行に伴う変更	
4.0	2018.1.12	認定機関名称の変更 ISO/IEC 20000-6:2017 発行に伴う変更	

まえがき

この基準及び指針は、ITサービスマネジメントシステム（以下、ITSMSという）認証業務を行っている第三者機関（以下、認証機関という）が、その業務遂行に関して適格であり信頼できると承認されるために遵守すべき一般要求事項及び指針を定めている。

この基準及び指針は、以下の本文で特段の定めのない限り、ISO/IEC 20000-6:2017「情報技術 — サービスマネジメント — 第6部：サービスマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項」をそのまま適用する。

備考1 この基準及び指針では、ISO/IEC 20000-6:2017 邦訳版(一般財団法人 日本規格協会発行)で用いられている用語を使用する。

備考2 この基準及び指針では、ISO/IEC 17021-1、ISO/IEC 20000-1 及び ISO/IEC 20000-2 は、それぞれ JIS Q 17021-1、JIS Q 20000-1 及び JIS Q 20000-2 と読み替えるものとする。

序文

ISO/IEC 20000-6:2017の「序文」を参照及び適用する。

1. 適用範囲

ISO/IEC 20000-6:2017の「1 適用範囲」を適用する。

2. 引用規格

ISO/IEC 20000-6:2017の「2 引用規格」を適用する。

3. 用語及び定義

ISO/IEC 20000-6:2017の「3 用語及び定義」を適用する。

4. 原則

ISO/IEC 20000-6:2017の「4 原則」を適用する。

5. 一般要求事項

ISO/IEC 20000-6:2017の「5 一般要求事項」を適用する。

6. 組織運営機構に関する要求事項

ISO/IEC 20000-6:2017の「6 組織運営機構に関する要求事項」を適用する。

7. 資源に関する要求事項

ISO/IEC 20000-6:2017の「7 資源に関する要求事項」を適用する。

8. 情報に関する要求事項

ISO/IEC 20000-6:2017の「8 情報に関する要求事項」を適用する。

9. プロセス要求事項

ISO/IEC 20000-6:2017の「9 プロセス要求事項」を適用する。

10. 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項

ISO/IEC 20000-6:2017の「10 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項」を適用する。

注) ISO/IEC 20000-6:2017の「9.10 Management system requirements for certification bodies」は、「10 Management system requirements for certification bodies」とみなす。